(ﾛ)　⑱又は⑳と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨から⑪まで、⑮又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱又は⑳は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

Ａ－Ｂ

(注)　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ：⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

Ｂ：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ　⑲又は㉑と②、⑥から⑭まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(ｲ)　⑲又は㉑と⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑲又は㉑の割引を適用する。

(ﾛ)　⑲又は㉑と②又は⑯は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑲又は㉑の割引適用後に、②又は⑯の割引を適用する。

(ﾊ)　⑲又は㉑と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

料金公告中、１．⑵㉓のうち、

「③又は⑥に定める方法により算出した割引適用後の額が、平成28年３月31日時点の割引適用後の料金の額（以下「従前の割引適用後の額」という。）を超える場合には、従前の割引適用後の額を適用するものとする。」を「③又は⑥に定める方法により算出した平成28年４月１日時点の割引適用後の額が、平成28年３月31日時点の割引適用後の料金の額を超える場合には、平成28年３月31日時点の割引方法により算出した後の額を適用するものとする。」に改める。

料金公告中、１．⑺を削る。

料金公告中、別添３のうち、

	恵那
中津川西	6.5

を

		恵那
	恵那峡 ＳＡスマート	3.9
中津川西	2.6	6.5

に

	小牧 ジャンクション
小牧東	7.1

を

		小牧 ジャンクション
	小牧 オアシス	4.3
小牧東	2.8	7.1

に

	桑名
桑名東	3.9

を

		桑名
	大山田 ＰＡスマート	2.6
桑名東	1.3	3.9

に改める。

Ⅱ．１．⑶⑳及び２．⑶⑪に基づく企画割引に係る公告

１．企画割引「信州めぐりフリーパス2025」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、⑶に定める期間のうち最大２日間若しくは３日間に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は⑶に定める期間のうち連続する最大２日間に⑷③に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	セット有無	最大日数	軽自動車等	普通車
首都圏発着型	通常プラン	２日間	6,600円	8,700円
		３日間	7,600円	9,700円
	セットプラン	２日間	6,000円	7,500円
		３日間	6,500円	8,500円